

## 「農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定」 締結趣意書

公益社団法人岩手県農業公社（以下「岩手県農業公社」という。）、一般社団法人岩手県農業会議（以下「岩手県農業会議」という。）及び岩手県内の担い手組織（岩手県農業法人協会、岩手県認定農業者組織連絡協議会及び岩手県農業農村指導士協会をいい、以下「担い手組織」という。）は、農用地利用の効率化・高度化を促進することにより、地域農業の維持発展を図るため、次のとおり協定を締結します。

岩手県農業公社は、平成 26 年 3 月 28 日に岩手県知事から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しております。この事業は、岩手県農業公社が農用地の中間的受け皿となり、農用地の出し手である離農や規模縮小する農家から農用地を借入れ、地域の担い手へ貸付けを行い、農業経営の規模拡大と農用地の集約化により生産性の向上に寄与することを目的とした事業であります。

岩手県農業会議は、平成 28 年 4 月 1 日に岩手県知事から農業委員会ネットワーク機構の指定を受け、農業委員会相互の連絡調整や現地で活動する農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員に対する講習及び研修などによる農業委員会に対する支援、農業経営の合理化や担い手組織の運営支援を行っております。

担い手組織は、組織的活動による担い手の健全な経営発展やトップマネージャーとしての能力向上等を目指すとともに、「地域農業の維持・発展に貢献する」想いを目標の一つとして掲げており、会員個々にあってはそれぞれの農業経営に即した農地利用を進めております。

以上のことを踏まえて、本協定締結後、岩手県農業公社と岩手県農業会議、担い手組織は、農地中間管理事業の周知及び利用の働きかけや定期的な意見交換、インターネットを活用した情報掲示板の活用、農用地の利用調整に向けた地域の話し合いへの参加等により農用地の集積・集約化を推進します。